地方分権改革の推進に関する緊急提言

平成18年11月

福井県自治体代表者会議

地方分権改革の推進に関する緊急提言

地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確にしながら、国による過剰な関与や規制を撤廃して地方の自主性と自立性を確保し、住民の自己決定権に基づく真の国民主権を実現するための改革であり、強力に推進されなければならない。

しかしながら、政府内では、国の財政再建のみを優先し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 6 」や地方六団体が提出した「地方分権の推進に関する意見書」を真摯に受け止めておらず、多くの課題が先送りされている。

我々は、住民を代表し、地方財政の自立につながる真の地方分権改革を 推進するため、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 真の地方分権の確立に向けた第二期地方分権改革の推進
- (1)新たな地方分権改革に1日も早く着手するため、速やかに「地方分権改革推進法」の成立を図ること。
- (2)地方分権改革推進委員会の委員の選任に当たっては、地方の代表者 を含めること。また、地方分権改革推進計画については、検討の段階 から地方の参画のもとに作成すること。
- (3)地方公共団体の再建法制の見直しに当たっては、地方公共団体が民間企業と性格、役割を本質的に異にするものであること、また、資金調達時の金利アップによる住民負担の増加や金融機関の貸し渋りによる資金調達への影響などを考慮し、債務調整の導入は行わないこと。
- 2 分権時代にふさわしい税制の確立
- (1)国税と地方税の配分について、まずは1:1とすること。
- (2)権限の移譲と同時に、国と地方の税制を抜本的に見直し、地方税財

源の充実確保を行うこと。その際、地方間の税源格差の是正を図ること。

- 3 地方交付税による必要な地方財源確保の堅持
- (1)「基本方針2006」に明記されているとおり、地方交付税の現行 法定率を堅持し、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付 税等の一般財源総額を確保すること。また、国庫の財政再建のための 地方交付税の特例的な減額は、地方交付税制度の趣旨を無視するもの であり行わないこと。
- (2) 景気対策や政策減税など国が約束した後年度交付税措置を確実に履 行すること。
- (3)地方の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通さずに「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる地方共有税 構想を実現すること。
- (4)「新型交付税」の導入に当たっては、地方交付税本来の機能を損な うことのないよう、算定方法・規模等について、地方の意見を聞きな がら慎重に検討すること。
- 4 公営企業金融公庫の廃止後の新たな仕組みの構築
- (1)地方自治体の必要とする長期・低利の資金ニーズに的確に対応する新たな組織として、「地方自治体金融機構(仮称)」を設立すること。
- (2)新組織は、地方が自立と責任のもとに運営できるよう、全地方自治 体が参画した地方共同法人として、特別法に基づき設立すること。
- (3)新組織が、その機能を十分に果たしていくため、地方自治体の負担 により形成された現在の公庫の財務基盤(債券借換損失引当金、公営 企業健全化基金等)の全額を承継すること。
- (4)新組織は、専ら地方自治体のための資金調達等を行うものであり、 法人税等の非課税措置を講ずること。

- 5 固定資産税に係る課税制度の堅持
- (1)固定資産税(償却資産)に対する課税は、法人税の取扱いとは異なり、その資産を使用した事業活動に対する行政サービスの対価であることから、耐用年数経過後であっても使用している資産に課税する現行制度を堅持すること。
- (2)法定耐用年数が実態と大きく乖離している発電設備等については、 期間を延長すること。
- 6 政府の政策立案等に関する地方の意見の反映
- (1)地方に関わる事項についての政府の政策立案等に関して、政府と地方の代表者が対等な立場で議論する「地方行財政会議(仮称)」を設置するなど、地方の意見を反映させる制度を整備すること。
- (2)「道州制ビジョン」については、国の歳出削減の方途としての議論 や区域論を先行させることなく、国家の統治機構のあり方、国と地方 の新たな役割分担などについて慎重かつ十分な議論を行うこと。

平成18年11月27日

福井県自治体代表者会議

福井県知事	西川	一誠
福井県議会議長	屋敷	勇
福井県市長会会長	坂川	優
福井県市議会議長会会長	山口	清盛
福井県町村会会長	今井	理一
福井県町村議会議長会会長	渡辺	恵